

障害者日常生活用具給付事業のご案内

重度障害者（児）の日常生活の利便のために、対象となる障害のある方に必要な用具を給付します。希望される方は事前にご相談ください。購入された後の助成は行っていません。

1. 利用できる方

世田谷区にお住まいの障害のある方（難病の方を含む）で、各種目の給付にあたって要件を満たす方。なお、小児慢性疾患の方を対象とした日常生活用具の給付は別制度になります。

2. 種目（点字図書・大活字図書を含む）

別紙をご覧ください。

- ・障害の種別や程度（等級）などにより、給付できる種目が異なります。
- ・用具の給付は、原則として一世帯あたり同一種目1件ですが、個人ごとに給付できる種目もあります。
- ・種目により耐用年数を定めています（ストマ装具など一部を除く）。その年数内の場合、原則として再給付は出来ません。また、修理には対応していません。
- ・各種目には、助成の限度額として基準額を定めています。

3. 利用者負担

- ・原則、申請する用具の購入費用の1割に相当する金額が利用者の負担額となります。ただし、世帯の税額が一定の範囲内の場合は上限月額が設定されます。詳しくはご相談ください。
- ・点字図書は一般図書の購入価格相当額、大活字図書は底本となった市販の図書の定価に相当する金額が利用者の負担額となります。

区分	世帯の収入状況	利用者負担額
生活保護・低所得	生活保護受給世帯・住民税非課税世帯	0円
一般1	住民税課税世帯（所得割額：24,000円未満）	購入費用の1割（上限：1,120円）
一般2	住民税課税世帯（所得割額：24,000円以上55,000円未満）	購入費用の1割（上限：2,350円）
一般3	住民税課税世帯（所得割額：55,000円以上100万円未満）	購入費用の1割（上限：37,200円）
一般4	住民税課税世帯（所得割額：100万円以上）※ ※給付対象者が18歳未満の児童の場合は、一般3の区分とする。	全額

※日常生活用具給付事業は、区市町村ごとに利用者負担額の算出方法などが異なります。

4. 申請先

お住まいの地域の総合支所保健福祉課 障害支援担当

ご相談により要件などを確認し、受付いたします。

お手続きには申請書と見積書（※）が必要です。

※見積書は、日常生活用具として購入可能かを事業者へ確認したうえで依頼をしてください。取扱事業者がわからない場合にはご相談ください。見積書には、種目の名称、単価、数量、合計金額等の記載が必要です。見積額が区の基準額を超える場合の超過分は、利用者の負担となります。

～ストマ装具をご利用の方へ～

- ・新規の方を除き、1 回のお手続きで 6 か月分の給付を行います。区から交付する給付券は、2 ヶ月分で 1 枚としていますので、1 回のお手続きで給付券が 3 枚となります。
- ・継続の方には、更新のご案内を、毎年 2 月（4～9 月分）と 8 月（10～3 月分）にお送りします。
- ・ストマ装具の継続にかかるお手続きに必要な見積書は、給付内容に変更がない場合は事業者から区の保健福祉課へ直接郵送されます。

【参考】ストマ装具（消化器系）利用者負担の例

給付券 1 枚は 2 か月分の 24,900 円（基準額 12,450 円×2）です。利用者負担額は、24,900 円の 1 割である 2,490 円となります。（10 円未満切り捨て）

（例 1）世帯の所得割額が 60,000 円の場合（一般 3）

→ 下表より、利用者負担額（2,490 円）が一般 3 の利用者負担額の上限である 37,200 円を超えていないため、基準額 24,900 円から 2,490 円を差し引いた 22,410 円が助成されます。

（例 2）世帯の所得割額が 30,000 円の場合（一般 2）

→ 下表より、利用者負担額（2,490 円）が一般 2 の利用者負担額の上限である 2,350 円を超えているため、基準額 24,900 円から 2,350 円を差し引いた 22,550 円が助成されます。

（例 3）世帯の所得割額が 1,200,000 円の場合（一般 4）

→ 下表より、利用者負担額が全額負担の階層となるため、この制度を利用できません。

区分	世帯*2の収入状況	利用者負担額
生活保護・低所得	生活保護受給世帯・住民税非課税世帯	0 円
一般 1	住民税課税世帯（所得割額：24,000 円未満）	購入費用の 1 割（上限：1,120 円）
一般 2	住民税課税世帯（所得割額：24,000 円以上 55,000 円未満）	購入費用の 1 割（上限：2,350 円）
一般 3	住民税課税世帯（所得割額：55,000 円以上 100 万円未満）	購入費用の 1 割（上限：37,200 円）
一般 4	住民税課税世帯（所得割額：100 万円以上）※ ※給付対象者が 18 歳未満の児童の場合は、一般 3 の区分とする。	全額

※「利用者負担額」は、給付券 1 枚あたりの負担額です。

◆お問い合わせ・申請窓口

世 田 谷 保健福祉センター 保健福祉課	電話	5 4 3 2－2 8 6 5	Fax 5 4 3 2－3 0 4 9
北 沢 保健福祉センター 保健福祉課	電話	6 8 0 4－8 7 2 7	Fax 6 8 0 4－8 8 1 3
玉 川 保健福祉センター 保健福祉課	電話	3 7 0 2－2 0 9 2	Fax 5 7 0 7－2 6 6 1
砧 保健福祉センター 保健福祉課	電話	3 4 8 2－8 1 9 8	Fax 3 4 8 2－1 7 9 6
烏 山 保健福祉センター 保健福祉課	電話	3 3 2 6－6 1 1 5	Fax 3 3 2 6－6 1 5 4

世田谷区日常生活用具給付事業 公費負担上限基準

令和7年10月1日現在

(1)日常生活用具

(円)

番号	種 目 名	上限額
1	浴槽	(湯沸器含む)
		浴槽のみ
		湯沸器のみ
2	簡易浴槽	
3	特殊寝台	
4	特殊マット	
5	マットレス	
6	じょくそう防止マットレス	
7	特殊尿器	
8	入浴担架	
9	体位変換器	
10	移動用リフト	
11	移動用リフト吊具	
12	訓練いす(児童のみ)	
13	ポータブルトイレ	
14	屋内移動設備用吊具	
15	書見台(児童のみ)	
16	入浴補助用具	下記以外
		下肢体幹1級で車椅子を利用する方
17	便器	
18	T字状・棒状のつえ	(木材)
		(軽金属)
19	移動・移乗支援用具	下記以外
		下肢体幹1,2級又は進行性疾患の方
20	頭部保護帽	(既製品)
		(オーダーメイド)
21	特殊便器	
22	火災警報器	
23	自動消火器	
24	歩行時間延長信号機用小型送信機	
25	聴覚障害者用屋内信号装置	
26	イヤーマフ	
27	フラッシュベル	
28	生活支援自助具	
29	車いす用雨がっぱ	
30	UV防護服	
31	透析液加温器	
32	ネブライザー(吸入器)	下記以外
		(長時間連続使用が必要な方のみ)
33	電気式たん吸引器	
34	音声式体温計	
35	視覚障害者用体重計	
36	空気清浄器	
37	ルームクーラー	
38	パルスオキシメーター	下記以外
		(長時間連続使用が必要な方のみ)
39	視覚障害者用音声血圧計	
40	携帯用会話補助装置	
41	点字ディスプレイ	下記以外
		視覚と聴覚の重複障害の方
42	点字器	(標準型)(真鍮)
		(標準型)(プラスチック)
		(携帯用)(アルミ)
		(携帯用)(プラスチック)

(円)

番号	種 目 名	上限額
43	視覚障害者用ポータブルレコーダー	(再生録音機)
		(再生専用機)
44	視覚障害者用視覚情報読上げ装置	
45	視覚障害者用読書器 (暗所視支援眼鏡を含む)	下記以外
		(OCR等のPC用ソフトウェア)
46	時計	(触読式)
		(音声式)
47	地デジ対応ラジオ	
48	聴覚障害者用通信装置	
49	聴覚障害者用情報受信装置	
50	聴覚障害者用目覚まし時計	
51	人工内耳用音声信号処理装置(スピーチプロセッサ)	
52	人工喉頭	(笛式)
		(笛式)(気管カニューレ付)
		(電動式)
		(埋込型用人工鼻)
53	会議用拡聴器	
54	携帯用信号装置	
55	情報・通信支援用具	画面読上げ(スクリーンリーダー)・音声ブラウザ
		音声メーラー
		PC等周辺機器
		上記以外のその他
56	ストマ装具	(消化器系)
		(泌尿器系)
57	紙おむつ等	
58	収尿器	(男性用)(普通型)
		(男性用)(簡易型)
		(女性用)(普通型)
		(女性用)(簡易型)

(2)住宅改修

番号	種 目 名	上限額
1	小規模改修 (手すりの取付け)(床段差の解消)(床材の変更) (扉の取替え)(便器の取替え)(その他付随する改修)	200,000
2	中規模改修 (浴場)(便所)(玄関)(居室)(台所)	641,000
3	屋内移動設備 (階段昇降機含む)	(本体)
		(工事費)

(3)点字図書

種 目 名	給付の限度
点字図書	年間6タイトルまたは24巻 (但し、辞書等一括購入しなければならないものを除く)

(4)大活字図書

種 目 名	上限額
大活字図書	30,000/年

別表第 2（第 5 条関係）

区分	対象者	利用者負担額（月額）
生活保護・低所得	①給付対象者及び当該給付対象者と同一の世帯に属する者が給付を受けた月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。）若しくは要保護者（同条第 2 項に規定する要保護者をいう。）である場合における当該給付対象者 ②給付対象者及び当該給付対象者と同一の世帯に属する者（給付対象者が障害者であるときは、その配偶者に限る。）が給付を受けた月の属する年度（給付を受けた月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度）分の市町村民税を課されない者である場合における当該給付対象者	0 円
一般 1	給付対象者及び当該給付対象者と同一の世帯に属する者（給付対象者が障害者であるときは、その配偶者に限る。）について給付を受けた月の属する年度（給付を受けた月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度）分の市町村民税の所得割の額を合算した額が24,000円未満であるもの	給付する用具の価格（別表第 1 に定める該当品目の基準額を超える場合は、当該基準額）の 1 割に相当する額（ただし、上限を 1,120円 とする。）
一般 2	給付対象者及び当該給付対象者と同一の世帯に属する者（給付対象者が障害者であるときは、その配偶者に限る。）について給付を受けた月の属する年度（給付を受けた月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度）分の市町村民税の所得割の額を合算した額が24,000円以上55,000円未満であるもの	給付する用具の価格（別表第 1 に定める該当品目の基準額を超える場合は、当該基準額）の 1 割に相当する額（ただし、上限を 2,350円 とする。）
一般 3	給付対象者及び当該給付対象者と同一の世帯に属する者（給付対象者が障害者であるときは、その配偶者に限る。）について給付を受けた月の属する年度（給付を受けた月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度）分の市町村民税の所得割の額を合算した額が55,000円以上1,000,000円未満であるもの	給付する用具の価格（別表第 1 に定める該当品目の基準額を超える場合は、当該基準額）の 1 割に相当する額（ただし、上限を 37,200円 とする。）
一般 4	給付対象者及び当該給付対象者と同一の世帯に属する者（給付対象者が障害者であるときは、その配偶者に限る。）について給付を受けた月の属する年度（給付を受けた月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度）分の市町村民税の所得割の額を合算した額が1,000,000円以上であるもの 給付対象者が 18 歳未満の児童の場合は区分を一般 3 とする	給付する用具の価格（別表第 1 に定める該当品目の基準額を超える場合は、当該基準額）の全額

備考

- 1 利用者負担額の算定にあたり10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 同月に複数の品目を給付する場合、品目ごとに利用者負担額を算定し、最も高い金額となった品目の利用者負担額のみを算定し、それ以外の品目の利用者負担額は 0 円とする。ただし、一般 4 の区分に該当する対象者については、その負担する額は、給付する全ての品目に係る利用者負担額を合計して得た額とする。
- 3 この表において「障害者」とは、給付事業の対象者のうち、18歳以上であるものをいう。
- 4 この表において「市町村民税を課されない者」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）の規定に基づき当該市町村民税を免除された者とし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。
- 5 この表において「市町村民税の所得割の額」とは、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第26条の 2 で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）をいう。
- 6 所得割の額を算定する場合には、省令第26条の 3 に規定する算定方法を適用する。